

○富田林市重度障がい者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月26日

条例第25号

最近改正 平成29年9月29日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）において知的障害の程度が重度であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

(5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者

2 前項の規定にかかわらず、対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による助成は行わない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者

であつた者を含む。) (以下これらを「対象者等」という。) が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 廃止前の富田林市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年富田林市条例第41号)の規定により医療証の交付を受けている者(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る医療費の助成を受けている者を除く。)

(5) 富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年富田林市条例第25号)又は富田林市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年富田林市条例第18号)の規定により医療証の交付を受けている者

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者は除く。)に限る。)であつて、当該施設に入所した際他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費(規則で定めるものに限る。)、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次条の申請のあつた日から医療証の交付のあつた日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の申請）

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、前条の規定による医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

（助成の適用）

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があつた日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項による申請が月の途中である場合には、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障がい程度の判定をされる者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

（医療証の提示）

第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に住所を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（届出義務）

第8条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第9条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障がい者医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、文書の提示又は必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第2号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第6号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第24号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の富田林市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の富田林市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成7年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の富田林市老人医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び第4条の規定による改正後の富田林市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び第4条の規定による改正後の富田林市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

(一部自己負担額に関する特例)

- 3 この条例の施行の日から平成16年12月31日までの間は、第1条の規定による改正後の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項中「負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額」とあるのは「負担すべき額」と読み替え、第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例第4条中「控除した額) から規則で定める一部自己負担額を控除した額」とあるのは「控除した額)」と読み替え、第3条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条中「負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額」とあるのは「負担すべき額」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第26号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第12号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中富田林市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号及び第3条第2項第1号

の改正規定並びに第2条中富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の富田林市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（以下「第2条改正条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「第3条改正条例」という。）の規定については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第2条改正条例第2条第3項に規定する対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

4 第1条改正条例第4条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付、第2条改正条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付及び第3条改正条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

9 第1条改正条例第6条及び第7条、第2条改正条例第4条、第8条、第11条及び第12条並びに第3条改正条例第4条、第10条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、施行日前においても、行うことができる。

富田林市規則第20号

富田林市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項の社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(判定機関)

第3条 条例第2条第1項第2号の判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医

(条例第3条第1項に規定する規則で定めるもの)

第3条の2 条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、入院時食事療養費に相当する療養費とする。

(一部自己負担額)

第3条の3 条例第3条第1項に規定する一部自己負担額は、健康保険法第63条第3項に規定する保険医療機関並びに保険薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、条例第3条第1項に規定する対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときの入院時食事療養費（病院又は診療所への入院（精神病床への入院を除く。以下同じ。）及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下同じ。）及び入院時生活療養費のうち入院時食事療養費に相当する療養費については、一部自己負担額を要しないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、医療型障害児入所施設及び療養介護施設に入所している者が、その施設内における入院時食事療養費を負担する場合については、一部自己負担額を要するものとする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該月の一部自己負担額は3,000円とする。
- 7 前項の助成を受けようとする者は、医療費等助成申請書（様式第2号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

（助成の方法の特例）

第4条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により対象者（条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給された場合（入院時生活療養費のうち入院時食事療養費に相当する療養費以外の給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）
 - （2） 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認める場合
- 2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、医療費等助成申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。
 - 3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（医療証の申請）

第5条 条例第4条の規定による申請は、医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
 - (2) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく特定疾病療養費制度を受けている者は、特定疾病療養受療証
 - (3) 国の公費負担医療制度を受けている者は、当該公費負担医療制度に係る受給者証
 - (4) 所得を証明する書類
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 2 市長は、前項に規定する申請あつたときは、その資格を審査し、重度障がい者医療証（様式第3号。以下「医療証」という。）を交付する。
- 3 医療証の有効期限は、毎年10月31日とする。
- 4 医療証の交付を受けている者は、医療証の有効期間が満了したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の更新申請）

第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証交付等申請書（様式第1号）に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出してその医療証の更新を申請することができる。

- 2 前項の申請があつたときは、条例第4条第2項の規定を準用する。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、対象者の更新の申請を待たずに、職権で医療証を交付することができる。

（医療証の再交付）

第7条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、医療証交付等申請書により市長に再交付を申請することができる。

- 2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。

（届出）

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 市の区域において、その居住地を変更したとき又は市の区域内に居住地を有しなくなつたとき。
- (3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更が生じたとき又は当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更が生じたとき。

- (4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となつている被保険者、組合員若しくは加入者に変更が生じたとき又は受給者が被扶養者となつている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更が生じたとき。
 - (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更が生じたとき又は被保険者証の記号番号に変更が生じたとき。
 - (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者となるに至つたとき。
 - (7) 条例第2条第1項第1号に該当する対象者の障害程度に変更が生じたとき。
 - (8) 条例第2条第1項第2号又は第5号に該当する対象者の知的障害の程度に変更が生じたとき。
 - (9) 条例第2条第1項第3号又は第4号に該当する対象者の障害の程度に変更が生じたとき。
 - (10) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至つたとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 条例第8条第1項及び第2項の届出は、医療証資格（変更・喪失）届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- （医療証の添付）
- 第9条 第6条及び第7条の規定による申請並びに前条の規定による届出（前条第3号から第5号までの届出を除く。）には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもつて医療証に代えることができる。
- （損害賠償を受け得る場合の届出）
- 第10条 対象者は、自己の疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けることができる場合にはその事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。
- （添付書類の省略）
- 第11条 市長は、この規則の規定による申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を、公募等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 市長は、災害その他特別な事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定による申請書又は届出に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第3条に規定する児童相談所、精神薄弱者更生相談所その他の機関又は精神科の専門の医師において次の各号の一の受給資格の認定を受けている者について、その者から昭和49年3月31日までに条例第5条の規定による申請があつた場合には、その者の精神薄弱の程度についての判定は、当該児童相談所又は精神薄弱者更生相談所においてなされたものとみなす。
 - (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当
 - (2) 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害福祉年金
 - (3) 大阪府が実施する大阪府重度障害者(児)給付金支給制度に基づく大阪府重度障害者(児)給付金

- 3 前項による判定の有効期間は別に定める。

附 則(昭和60年規則第 号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第6号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第14号)

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第25号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第23号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第43号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の富田林市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の富田林市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規

定は、平成7年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第18号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づき作成した用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（平成27年規則第43号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の富田林市生活困窮者自立支援法施行細則、第2条の規定による改正前の富田林市子ども医療費の助成に関する条例施行規則、第3条の規定による改正前の富田林市老人医療費の助成に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則及び第6条の規定による改正前の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

2 この規則の施行前に交付された住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。